

就業規則の変更や届出を忘れていませんか

令和6年度 徳山労働基準監督署

はじめに

常時10人以上(1)の労働者を使用する事業場(本社、支店、営業所等)においては、必ず就業規則を作成する必要があり、作成や変更した就業規則について、労働者代表(2)の意見を記した書面(意見書)を添付して、事業場ごとに又は本社一括の方法により、管轄の労働基準監督署長へ届け出ることが義務付けられています(労働基準法第89条、第90条)。

- (1) 常時10名以上 = 時としては10人未満になることはあっても、常態として10人以上の労働者を使用しているという意味。パート、アルバイトも含まれます。
- (2) 労働者代表 = 労働者の過半数で組織する労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合が無いときは、民主的手続きにより選出された労働者の過半数を代表する者。

徳山労働基準監督署における状況

これまでの徳山労働基準監督署による監督指導においては、複数の事業場で、上記の届出を行っていない、**労働基準法第89条違反**が確認されています。

その要因には、過去に就業規則を作成し届け出ているが、その後の労働条件の変更や、法律改正に合わせた各種規定の変更について届け出ていなかった、というものが認められました。

つきましては、事業場の皆様におかれましては、現在運用している就業規則についてご確認いただき、

労働条件(労働日数・時間等)を変更したが、就業規則を変更していない。
手当の新設や、支給額を変更したが、就業規則を変更していない。
法律の改正に合わせて、各種規定を変更していない。(裏面参照)
前回届出から変更した就業規則を、労働基準監督署長に届け出ていない。

等の状況がありましたら、～については就業規則を変更のうえ意見書を添付して、～については変更後の就業規則について意見書を添付して、速やかに管轄の労働基準監督署長へ届け出いただくようお願いいたします。

参考

全国では、常時10人以上の労働者を使用しているにもかかわらず、就業規則を作成せず、再三の労働基準監督署からの指導にも従わなかった結果、労働基準法違反事件として、書類送検された事例もあります。

就業規則に記載すべき労働基準法の改正について

ここ数年における、就業規則に記載すべき労働基準法の改正については、以下のものがあります。

月60時間を超える時間外労働に対する割増率の引上げ

(令和5年4月1日から)

すべての規模の事業場において、**月60時間を超える法定時間外労働に対しては**、使用者は**50%以上の率**で計算した割増賃金を支払わなければなりません。(第37条第1項但書き)

就業規則の記載例 (割増賃金)

第〇条 時間外労働に対する割増賃金は、次の割増賃金率に基づき、次項の計算方法により支給する。

第1項 1か月の時間外労働の時間数に応じた割増賃金率は、次のとおりとする。この場合の1か月は毎月〇日を起算日とする。

- (1) 時間外労働60時間以下・・・25%
 - (2) 時間外労働60時間超・・・50%
- (以下、略)

年次有給休暇の年5日以上の取得義務化

(平成31年4月1日から)

10日以上の年次有給休暇が付与される労働者に対して、**付与日(基準日)から1年以内ごとに、年5日以上を労働者に取得させること**が使用者に義務付けられています。(第39条第7項)
(事業主が労働者の意見を聴取したうえで年次有給休暇の取得時季を指定する、いわゆる「時季指定」を実施する場合には、就業規則への記載が必要となります。)

就業規則の記載例 (年次有給休暇)

第〇条

第1項～第4項(略)(厚生労働省HPで公開しているモデル就業規則をご参照ください)

第5項 第1項又は第2項の年次有給休暇が10日以上与えられた労働者に対しては、第3項の規定にかかわらず、付与日から1年以内に、当該労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日について、会社が労働者の意見を聴取し、その意見を尊重した上で、あらかじめ時季を指定して取得させる。ただし、労働者が第3項(個人申請)又は第4項(計画年休)の規定による年次有給休暇を取得した場合においては、当該取得した日数分を5日から控除するものとする。

モデル就業規則

検索



https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html

就業規則、36協定等の届出にあたっては、電子申請もご活用ください。



検索

労働基準法 電子申請

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

このリーフレットの詳細については、下記までお問合せください。

〒745-0844 周南市速玉町3-41 徳山労働基準監督署 (0834) 21-1788